

第 48 号議案

豊川市市税条例の一部改正について

豊川市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例

(豊川市市税条例の一部改正)

第 1 条 豊川市市税条例（昭和 25 年豊川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第 14 条中「及び第 4 項」を削る。

第 20 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第 27 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）」を加え、「第 27 条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第 34 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 34 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 21 条第 1 項第 2 号中「、寡夫又は単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改める。

第 27 条第 2 項の表第 1 号ア中「令第 47 条に規定する」を削り、同号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、「令第 47 条に規定する」を削り、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第29条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第30条の3第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第30条の4の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第30条の4の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第34条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第5

2 項」に、「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に、「第 7 5 条の 4 第 2 項」を「第 7 5 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「第 1 3 項」を「第 1 2 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「第 1 3 項前段」を「第 1 2 項前段」に、「第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「第 1 3 項後段」を「第 1 2 項後段」に、「第 1 5 項」を「第 1 4 項」に、「第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 7 5 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とする。

第 3 5 条第 2 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改める。

第 3 5 条の 2 の 2 第 4 項から第 6 項までを削る。

第 3 6 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第53条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第53条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第54条第1項中「、正当な事由がなくて」を削り、「又は」を「若しくは」に、「による」を「により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて」に改める。

第77条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定

については、当該葉巻たばこの１本をもって紙巻たばこの０．７本に換算するものとする。

第７７条第４項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第３条の２第１項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第２項中「及び第４項」を削り、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年０．５パーセントの割合を加算した割合が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第５条の２第１項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第６条中「平成３４年度」を「令和４年度」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「平成３３年」を「令和３年」に改める。

附則第８条第１項中「平成３３年度」を「令和６年度」に改める。

附則第１０条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附則第１０条の２第１項及び第２項中「平成３２年度」を「令和５年度」に改め、同条第３項中「第３５条の２」を「第３５条の３」に改める。

附則第１１条の５中「平成３５年度」を「令和５年度」に改め、同条の次に次の２条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第１１条の６ 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料

金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第29条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第11条の7 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則第12条中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「又は法」を「又は」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第12条の2中第16項を第23項とし、第9項から第15項までを7項ずつ繰り下げ、第8項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条の2中第7項を第13項とし、第3項から第6項までを6項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の6項を加える。

3 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の2に次の1項を加える。

24 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第12条の4の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条の5の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の3（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第20条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第21条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「又は第26項」を「又は第33項」に、「第26項又は法附則第15条若しくは第15条の3」を「第33項又は附則第15条、第15条の3若

しくは第 6 1 条」に改める。

第 2 条 豊川市市税条例の一部を次のように改正する。

第 7 7 条第 2 項ただし書中「0. 7 グラム」を「1 グラム」に、「0. 7 本」を「1 本」に改める。

附則第 1 2 条中「第 6 1 条又は第 6 2 条」を「第 6 3 条又は第 6 4 条」に、「第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を「第 6 3 条若しくは第 6 4 条」に改める。

附則第 1 2 条の 2 第 2 4 項中「附則第 6 2 条」を「附則第 6 4 条」に改める。

附則第 2 2 条中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中豊川市市税条例第 7 7 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに附則第 5 条の規定 令和 2 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 1 条中豊川市市税条例第 2 1 条第 1 項第 2 号、第 2 9 条の 2 及び第 3 0 条の 3 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2 第 1 項の改正規定及び同条第 2 項の改正規定（「及び第 4 項」を削る部分を除く。）、同条例附則第 5 条の 2 第 1 項、第 1 0 条第 1 項及び第 1 0 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 1 1 条の 5 の次に 2 条を加える改正規定並びに第 2 条中豊川市市税条例附則第 1 2 条、第 1 2 条の 2 第 2 4 項及び第 2 2 条の改正規定並びに次条及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条中豊川市市税条例第 7 7 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 3 年 1 0 月 1 日
- (4) 第 1 条中豊川市市税条例第 1 3 条、第 1 4 条、第 2 0 条第 3 項、第 2 7 条第 2 項及び第 3 項、第 3 4 条、第 3 5 条第 2 項から第 4 項まで及び第 3 5 条の 2 の 2 第 4 項から第 6 項までの改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定（「及び第 4 項」を削る部分に限る。） 令和 4 年 4

月 1 日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（個人の市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 2 1 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 2 9 条の 2 及び第 3 0 条の 3 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 3 6 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第 5 3 条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 5 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第 6 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（豊川市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 7 条 豊川市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年豊川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 3 2 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 3 2 年 1 0 月 1 日」を「令和 2 年 1 0 月 1 日」に改

め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

理 由

この案を提出するのは、市税制度の適正化を図るため、個人の市民税の非課税の範囲等の見直し、所有者不明土地等に係る現所有者の申告の制度化等、葉巻たばこに係る市たばこ税の課税方式の見直し等の措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る税制上の特例措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明（第1条関係）

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、個人の市民税の非課税の範囲等の見直し、所有者不明土地等に係る現所有者の申告の制度化等、葉巻たばこに係る市たばこ税の課税方式の見直し等の措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る税制上の特例措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行うものである。
第13条	納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金	規定の整備
第14条	年当たりの割合の基礎となる日数	規定の整備
第20条 第3項	市民税の納税義務者等	規定の整備
第21条 第1項	個人の市民税の非課税の範囲	個人の市民税の非課税の範囲について、寡夫及び単身児童扶養者をひとり親へ見直すものとする。 この改正は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
第27条 第2項 第3項	均等割の税率	規定の整備
第29条の2	所得控除	個人の市民税の所得控除について、寡婦（寡夫）控除額を寡婦控除額及びひとり親控除額へ見直すものとする。

		この改正は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
第３０条の３ 第１項	市民税の申告等	規定の整備
第３０条の４の２ 第１項	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書	規定の整備
第３０条の４の３ 第１項	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書	規定の整備
第３４条 第１項～ 第７項 第９項～ 第１６項	法人の市民税の申告納付	規定の整備
第３５条 第２項 第３項 第４項	法人の市民税に係る不足税額の納付の手續	規定の整備
第３５条の２の２ 第４項 第５項 第６項	法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金	規定の整備
第３６条 第２項 第４項～ 第８項	固定資産税の納税義務者等	固定資産の所有者が一定の探索を行ってもなお不明な場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課するものとする。 この改正は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第 5 3 条の 3	現所有者の申告	土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している場合において、現所有者に対し、住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させるものとする。
第 5 4 条 第 1 項	固定資産の不申告に関する過料	土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している場合において、現所有者が正当な事由がなくて必要な申告をしなかったときは、10 万円以下の過料に処するものとする。
第 7 7 条 第 2 項 第 4 項	たばこ税の課税標準	1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこについて、当該葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 0.7 本に換算して市たばこ税を計算するものとする。 この改正は、令和 2 年 10 月 1 日以後に課する葉巻たばこに係る市たばこ税について適用する。
附則第 3 条の 2 第 1 項 第 2 項	延滞金の割合等の特例	法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合について、各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該加算した割合とするものとする。 この改正は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用する。
附則第 5 条の 2 第 1 項	納期限の延長に係る延滞金の特例	規定の整備
附則第 6 条	特定一般用医薬品等購入費を支払った場	規定の整備

	合の医療費控除の特例	
附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除	規定の整備
附則第 8 条 第 1 項	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期間を 3 年延長し、令和 6 年度までとするものとする。
附則第 10 条 第 1 項	長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	個人の市民税について、低未利用土地等を譲渡した場合には、当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円を控除する特例を設けるものとする。 この改正は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第 10 条の 2 第 1 項 第 2 項 第 3 項	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期間を 3 年延長し、令和 5 年度までとするものとする。
附則第 11 条の 5	個人の市民税の税率の特例	規定の整備
附則第 11 条の 6	新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントを中止等した事業者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した者について、個人の市民税の寄附金税額控除を適用する特例を定めるものとする。 この改正は、令和 3 年度以後の年度

		分の個人の市民税について適用する。
附則第 11 条の 7	新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	新型コロナウイルス感染症等の影響により住宅への入居が遅れた者について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を 1 年延長し、令和 16 年度までとするものとする。 この改正は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第 12 条	読替規定	規定の整備
附則第 12 条の 2 第 3 項～ 第 24 項	法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合	次の施設又は償却資産について、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものとする。 (1) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波対策の用に供する償却資産 2 分の 1 (2) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設若しくは協定避難施設又はそれらに附属する避難の用に供する償却資産 2 分の 1 又は 3 分の 2 (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定水力発電設備 4 分の 3 (4) 新型コロナウイルス感染症等に係る生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物 零 この改正は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
附則第 12 条の 4	土地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税及	規定の整備

	び都市計画税の特例に関する用語の意義	
附則第 12 条の 5 第 1 項 第 2 項	令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例	規定の整備
附則第 13 条 第 1 項～ 第 5 項	宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例	規定の整備
附則第 13 条の 3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例	規定の整備
附則第 14 条	農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例	規定の整備
附則第 17 条の 2 第 1 項 第 2 項	特別土地保有税の課税の特例	規定の整備

附則第 17 条の 3	軽自動車税の 環境性能割の 非課税	新型コロナウイルス感染症等の影響を緩和するための措置として、軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期間を 6 箇月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までとするものとする。
附則第 20 条 第 1 項～ 第 5 項	宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例	規定の整備
附則第 21 条	農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例	規定の整備
附則第 22 条	読替規定	規定の整備

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明（第2条関係）

条 項	規定事項	説 明
第77条 第2項	たばこ税の課 税標準	1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこについて、当該葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算して市たばこ税を計算するものとする。 この改正は、令和3年10月1日以後に課する葉巻たばこに係る市たばこ税について適用する。
附則第12条	読替規定	規定の整備
附則第12条の2 第24項	法附則第15 条第2項第1 号等の条例で 定める割合	規定の整備
附則第22条	読替規定	規定の整備